

提言にあたって

平成24年11月30日、町長からの調査の求めに応じた、町民選出委員37名・行政選出委員21名の58名からなる「第6次斜里町総合計画策定委員会」は、従来の審議会方式とは異なり、行政素案がないゼロからのスタートであり、当初予定を大幅に超える1年余の長期間にわたる議論を重ね、本日第6次斜里町総合計画の基本構想と基本計画を提言する運びとなりました。

平成21年11月、町職員による「斜里町まちづくり基本条例(仮称)職員研修会」を皮切りに、町民研修会やワークショップ、職員プロジェクトチーム会議などを経て、平成22年10月12日に町民20名による「斜里町まちづくり基本条例(仮称)をつくる会」がスタートし、記念すべき斜里町の新しいまちづくりチャレンジが始まりました。そして、約1年半に及ぶ会議の過程を、情報公開・共有、多彩な広報・PR、行政や議会との協働など、斜里町らしさを追求した活動により、「斜里町自治基本条例」が制定されました。

この自治基本条例で、総合的かつ、計画的な町政運営を図るため、策定が義務づけられた「第6次料里町総合計画」が、自治基本条例の精神である、まちづくりの主役・主体となる町民と、行政職員が協働して取り組む最初の大仕事になったことは、大きな意義があります。町民がまちづくりの主役・主体となるためには、まちを知ることから始め、自ら考え、責任をもって行動するという自覚を持ち、自分のまちは自分でつくり、治めるという自治意識を高めるまで、大変な時間がかかります。これからは、そうした丁寧なまちづくりをしていくことになります。多くの町民が、自分のまちが「住みよいまち、住み続けられるまち」になるために、それぞれの立場で考え、行動していくことが求められます。

少子・高齢社会はますます進行し、人口減少によるまちの活力減退も危惧され、先行きの予測が難しい時代になりました。これからのまちづくりは、「選択と集中」が大事になります。私たちは、何を選び何をあきらめるのか、自ら判断しなければなりません。誰もが、安心して住み続けられるまちを目指して、大胆な発想も必要になると考えます。

幸い、私たちのまちは、農業・漁業の基盤が強く、世界自然遺産知床を擁する観光業と合わせ、 他に類を見ない産業・資源に恵まれています。私たちの知恵によって、まだまだ成長できる要素 がたくさんあります。効果的・効率的行財政運営とともに、持続可能なまちづくりを進めて行く ことが重要になります。

今回の総合計画策定委員は、町民委員・行政委員とも年齢が若く、将来に明るい希望を見ることができます。これからのまちづくりを担う若い世代が、着実に増えていくことは、頼もしい限りです。まちづくりを進めながら、子どもや若い世代を育てる「人づくり」をすることも、これからの課題です。

この提言書は、行政職員だけでなく、町民にもわかるように「シンプルで、誰にでもわかりやすい」ことを心がけました。町民が主役・主体となったまちづくりの具現化のために、進行管理についても、町民がかかわるシステムを構築していくことが必要と考えます。「住みよいまちの実現」のために、行政案の検討にあたり、私たちの議論の経過や思いを踏まえ、提言内容を最大限に尊重していただくことを願い、この提言書を提出します。

平成25年12月 4日

第6次斜里町総合計画策定委員会委員一同

斜里町総合計画策定委員会設置条例

平成 24年 10月 17日 条例第 27 号

(設置)

第1条 斜里町の総合計画を策定するため、斜里町総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を 設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、町長の総合計画策定調査の求めに応じ、委員自らが調査・研究し協議の上、次の事 項についての調査結果を町長に提言するものとする。
 - (1) 基本構想
 - (2) 基本計画

(組織)

- 第3条 委員会は委員100名以内をもって組織し、その委員は次のものをもって構成し、必要のつど 町長が委嘱する。
 - (1) 町民からの公募委員
 - (2) 町長が指名する団体の推薦委員
 - (3) 行政委員
- 2 委員の任期は、当該所管事項が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。
- 第5条 委員長及び副委員長は、委員会においてこれを選任する。
- 2 委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代理する。

(部会)

- 第6条 委員会に部門別の事項を調査・研究し協議するため、部会を設置することができる。
- 2 部会の担当分野及び委員配置については、委員長が委員会に諮り定めるものとする。
- 第7条 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 2 部会長及び副部会長は、各1名とし、部会委員の互選とする。

(会議の招集)

- 第8条 委員会は町長から求めがあったとき、又は委員長が必要と認めたときに、委員長が会議を招集 する。
- 2 部会は、町長又は委員長の要請により部会長が招集する。
- 3 会議は公開するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員会の各委員の報酬及びその職務を行うために要する費用の支給は、非常勤特別職の職員の 報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第2号)の例による。

(委仟)

第10条 この条例で定めるもののほか、委員会の運営についての必要な事項は、委員会に諮ってこれ を定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参加協協

町民

委員公募

特設 HP·報告会

斜里町総合計画策定委員会

アドバイザー

마 포	/ 마ㅈ	
①みどり部会	担当分野	自然保護、世界遺産、自然環境、衛生環境、循 環型社会形成、エネルギー、墓地など
しのとう配去	計8名	町民 5 名 行政 3 名 庁内 WG メンバーより
②1 でも知会	担当分野	農業全般、林業、水産、商工、工業、観光、雇 用など
2しごと部会	計10名	町民 7 名 行政 3 名 庁内 WG メンバーより
② = + + > 7 · 如 △	担当分野	都市整備、住宅、道路・河川、土地保全、通信 など
③まちなみ部会	計8名	町民 5 名 行政 3 名 庁内 WG メンバーより
④くらし部会	担当分野	上下水道、交通・運輸、地域住民活動、交通安全、 防犯、消費者保護、防災、消防・救急など
④くりし 配去	計8名	町民 5 名 行政 3 名 庁内 WG メンバーより
PI) ti) timo	担当分野	児童福祉、地域福祉、子育て、障がい者福祉、 保健、医療、保険・年金など
⑤いきいき部会	計8名	町民 5 名 行政 3 名 庁内 WG メンバーより
②±+>75可会	担当分野	生涯学習、学校教育、給食、社会教育、公民館、 文化・芸術、スポーツ、博物館、図書館など
⑥まなび部会	計8名	町民 5 名 行政 3 名 庁内 WG メンバーより
		住民参加、協働、情報共有、住民自治、行革、

担当分野·財産管理、税·財政確立、地域間交流、国際化

行政3名 庁内WGメンバーより

など

計8名

町民5名

⑦ちょうみん部会

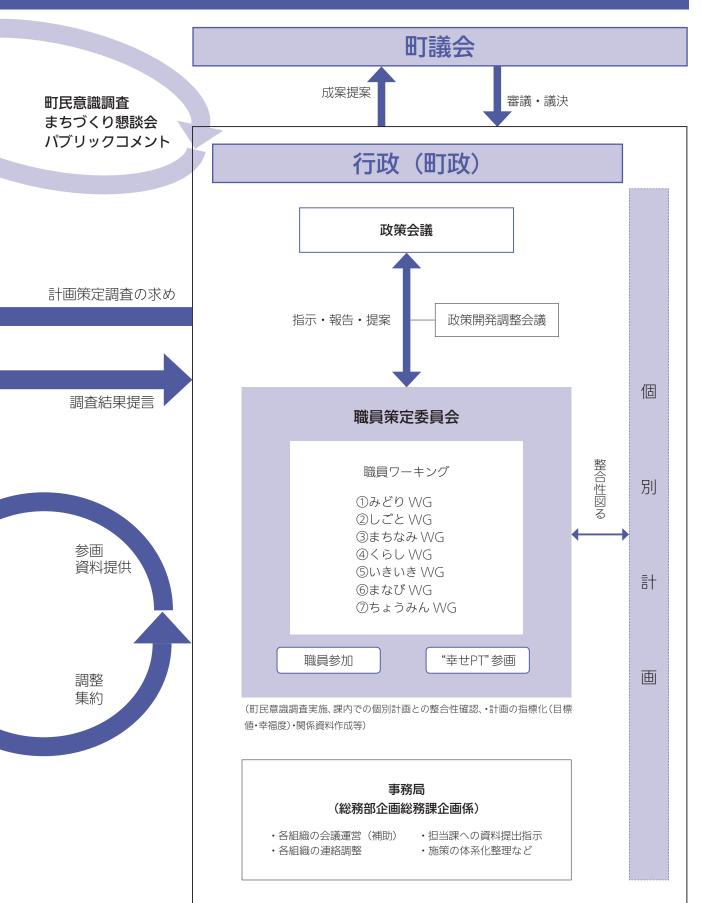
町民委員 37名 (公募 13名) (団体推薦 24名)



行政委員 21名

庁内 WG の オブザーバー参加

働 情報共有



4 第6次斜里町総合計画策定委員会 策定委員名簿

							参	加		会	議			
<u>区</u> :	分	No	委	員 名	全体会議	部会長会議	①みどり	② しごと	各③まちなみ	部争くらし	会⑤いきいき		⑦ちょうみん	備考
		1	木村	憲	0							0		
		2	中田	尊徳	0		0							みどり副部会長
		3	門間	哲也	0	0				0				全体副委員長
		4	下山	誠	0	0	0							みどり部会長
	[5	宍倉	勝也	0								0	
	公	6	森	辰雄	0					0				
	募委	7	元木	誠二	0	0			0					まちなみ部会長
	員	8	七條	哲也	0		0							
		9	長島	功太郎	0			0						
		10	工藤	功治	0			0						
		11	小暮	千秋	0						0			
		12	佐竹	要	0							0		
		13	横山	太郎	0				0					
町		14	小野	丈夫	0			0						斜里町農業協同組合、しごと副部会長
民		15	越後国	置信宏	0				0					斜里第一漁業協同組合
委		16	野澤	敏雄	0			0						ウトロ漁業協同組合
員		17	高橋	秀典	0	0		0						斜里町商工会、しごと部会長
		18	藤枝	靖	0			0						知床斜里町観光協会
		19	武山	俊一	0	0							0	斜里町自治会連合会、ちょうみん部会長
	144	20	藤谷	佐智子	0					0				斜里町自治会連合会女性部会
	推薦	21	椿原	祥輔	0					0				斜里町消費者協会
	馬 委	22	梅村	真由美	0	0					0			斜里町社会福祉協議会、いきいき部会長
	員	23	尾形	康明	0						0			斜里福祉会
		24	原	勝義	0						0			斜里町民生児童委員協議会、いきいき副部会長
		25	大西	章	0				0					斜里町老人クラブ連合会
		26	寺山	元	0			0						知床財団
		27	上元	武志	0							0		斜里町文化連盟
		28	佐々オ	卜妃佐子	0								0	斜里町体育協会、ちょうみん副部会長
		29	室井	祐司								0		斜里町校長会、まなび副部会長【H25.3.31 まで】
		23	西村	榮基										斜里町校長会、まなび副部会長【H25.4.1 から】

◎は全体委員長・副委員長、各部会長・副部会長を表す

								参	加			議			
X	分	No	委	員	名	全体会議	部会長会議	①みどり		各③まちなみ	部倒くらし	会のいきいき	⑥まなび	⑦ちょうみん	備考
		30	近藤	将	人	0	0						0		斜里町 PTA 連合会、まなび部会長
		31	三浦	勝	利	0	0							0	斜里町まちづくり基本条例(仮称)をつくる会、全体委員長
	推	32	/]\]	佳	彦	0								0	しれとこ・ウトロフォーラム 21
民	薦	33	戎居	桂	Ξ	0	0				0				斜里青年会議所、 くらし部会長
委	委	34	水見	克	博	0		0							斜里地区連合会
員	員	35	村上	ひ	ろ美	0		0							斜里町農業協同組合 女性部
		36	木村	恵	子	0				0					斜里第一漁業協同組合 女性部、まちなみ副部会長
		37	澤田	Œ	弘	0						0			斜里町商工会 青年部
		38	岡田	秀	明	0		0							環境課長
		39	佐々2	木剛	志	0		0							環境課 生活環境係長
		40	髙橋	誠	司	0		0							環境課 自然環境係長
		41	阿部	公	男	0			0						商工観光課長(当時)
		42	村上	和	志	0			0						農務課 農政係長(当時)
		43	森	高	志	0			0						水産林務課 水産係長
		44	荒木	敏	則	0				0					建設課長
		45	江本	真	也	0				0					建設課 建設係長
		46	湯浅	浩	司	0				0					建設課 管理係
		47	百々	典	男	0					0				住民生活課長(当時)
行 -		48	榎本	竜	=	0					0				水道課長
正		49	高橋	佳	宏	0					0				住民生活課 医療年金係長(当時)、くらし副部会長
3			馬場	龍	哉										こども支援課長(当時)【25.3.31 まで】
5	7	50	高橋	Œ	志							0			農業委員会事務局長【H25.4.1 から】
		51	丸子	義	明	0						0			斜里地域子ども通園センター長
		52	菊池	勲		0						0			保健福祉課 福祉担当主幹(当時)
			午来	準	_										生涯学習課長(当時)【H25.3.31 まで】
		53	鹿野	能	準								O		生涯学習課長【H25.4.1 から】
		54	松田	功		0							0		 博物館 学芸主幹
		55	武智	良		0							0		
		56	清水	雅	夫	0								0	
		57	塚田	勝	昭	0								0	 財政課長
		58	南出	康	············· 弘	0								0	 企画総務課 総務係長(当時)
						58	9	8	10	8	8	8	8	8	

5 第6次斜里町総合計画策定経過

年	月	В	内 容
全体	会議		
24	11	30	第1回全体会議
25	1	23	第2回全体会議
	2	7	町民研修会
	4	23	第3回全体会議
	12	4	第4回全体会議
部会:	長会議		
24	12	26	第 1 回部会長会議
25	2	7	第2回部会長会議
		26	第3回部会長会議
	4	9	第4回部会長会議
	5	14	第5回部会長会議
		30	第6回部会長会議
	6	7	第7回部会長会議
	7	5	第8回部会長会議
	8	7	第9回部会長会議
		30	第 10 回部会長会議
	9	12	第 11 回部会長会議
		26	第 12 回部会長会議
	10	17	第 13 回部会長会議
	11	11	第 14 回部会長会議
		25	第 15 回部会長会議
	12	2	第 16 回部会長会議
	り部会		FF 4 57 - 13/4 = 57 A
25	1	23	第1回みどり部会
	2	18	第2回部みどり部会
	3	12	第3回部みどり部会
		25	第4回部みどり部会
	4	10	第5回部みどり部会
	_	24	第6回部みどり部会
	5	7	第7回部みどり部会
		22	第8回部みどり部会
	6	5	第9回部みどり部会
	_	28	第 10 回部みどり部会
	7	22	第 11 回部みどり部会
	9	10	第 12 回部みどり部会
	10	15 27	第 13 回部みどり部会 第 14 回部みどり部会
1.7"	と部会	27	
25	て	23	第1回しごと部会
	2	23 14	第 1 回しこと部会 第 2 回しごと部会
	3	6	第3回しごと部会
	ا ر	U	NJ 国して C 即五

年	月	В	内容
		29	第4回しごと部会
	4	30	第5回しごと部会
	5	13	第6回しごと部会
		24	第7回しごと部会
		28	第8回しごと部会
	6	20	第9回しごと部会
		27	第 10 回しごと部会
	7	4	第 11 回しごと部会
		11	第 12 回しごと部会
		31	第 13 回しごと部会
	8	2	第 14 回しごと部会
	9	5	第 15 回しごと部会
		30	第 16 回しごと部会
	10	10	第 17 回しごと部会
	11	6	第 18 回しごと部会
		26	第 19 回しごと部会
まち	なみ部		
25	1	23	第1回まちなみ部会
	2	19	第2回まちなみ部会
	3	5	第3回まちなみ部会
		12	第4回まちなみ部会
		21	第 5 回まちなみ部会
	4	16	第6回まちなみ部会
	5	23	第7回まちなみ部会
		31	第8回まちなみ部会
	6	26	第9回まちなみ部会
	7	18	第 10 回まちなみ部会
	8	6	第11回まちなみ部会
		20	第 12 回まちなみ部会
		28	第 13 回まちなみ部会
	9	11	第 14 回まちなみ部会
	し部会	2.2	笠 1 同 / 2 拉 /
25	1	23	第1回くらし部会
	2	13	第2回くらし部会
		27	第3回くらし部会
	3	25	第4回くらし部会
	4	17	第5回くらし部会
		23	第6回くらし部会
	5	13	第7回くらし部会 第2000 第3000 第300000 第3000 第30000
		27	第8回くらし部会
	6	5	第9回くらし部会
	7	1	第 10 回くらし部会

年	н		市
-4-	月		内容
	8	2	第 11 回くらし部会
		23	第 12 回くらし部会
	9	25	第 13 回くらし部会
	10	8	第 14 回くらし部会
	11	28	第 15 回くらし部会
	いき部		笠 1 同いさいさ加入
25	1	23	第1回いきいき部会
	2	14	第2回いきいき部会
		21	第3回いきいき部会
	3	8	第4回いきいき部会 ****
		21	第5回いきいき部会
	4	4	第6回いきいき部会
		18	第7回いきいき部会
	5	2	第8回いきいき部会
		16	第9回いきいき部会
	6	6	第 10 回いきいき部会
		27	第 11 回いきいき部会
	7	8	第 12 回いきいき部会
		31	第 13 回いきいき部会
	8	8	第 14 回いきいき部会
	9	17	第 15 回いきいき部会
	11	28	第 16 回いきいき部会
	び部会		
25	1	23	第1回まなび部会
	2	14	第2回まなび部会
		20	第3回まなび部会
	3	6	第4回まなび部会
		21	第5回まなび部会
	4	10	第6回まなび部会
		23	第7回まなび部会
		24	第8回まなび部会
	5	15	第9回まなび部会
		22	第10回まなび部会
		29	第 11 回まなび部会
	6	26	第 12 回まなび部会
	8	13	第 13 回まなび部会
		22	第 14 回まなび部会
		29	第 15 回まなび部会
	9	11	第 16 回まなび部会
		18	第 17 回まなび部会
	10	11	第 18 回まなび部会
	11	29	第 19 回まなび部会
	うみん		
25	1	23	第1回ちょうみん部会
	2	13	第2回ちょうみん部会

年	月	日	内 容
		27	第3回ちょうみん部会
	3	7	第4回ちょうみん部会
		19	第5回ちょうみん部会
		29	第6回ちょうみん部会
	4	12	第7回ちょうみん部会
		23	第8回ちょうみん部会
	5	10	第9回ちょうみん部会
		20	第 10 回ちょうみん部会
	6	5	第 11 回ちょうみん部会
		22	第 12 回ちょうみん部会
	7	2	第 13 回ちょうみん部会
		8	第 14 回ちょうみん部会
		17	第 15 回ちょうみん部会
		24	第 16 回ちょうみん部会
	8	14	第 17 回ちょうみん部会
	10	8	第 18 回ちょうみん部会
	11	27	第 19 回ちょうみん部会

平成24年度 斜里町民アンケート調査

(1)調査目的

斜里町自治基本条例の理念に基づき、行政運営やまちづくりに対する斜里町民の現状評価と将来意向などを把握し、第6次斜里町総合計画を策定するにあたっての基礎資料とすることを目的とする。また、町民幸福度の調査研究に関し、調査手法の予備調査を兼ねることを目的とする。

(2)調査対象

平成25年2月28日に斜里町の住民基本台帳に登録されていた18歳以上の町民10,697人のうち、無作為抽出した1,500人を調査対象とした。

(3)調査方法・期日

・郵送配布・郵送回収(但し、一部は直接配布・郵送回収)

・調査票の配布: 平成25年3月15日~3月19日

・調査票の回収: 平成25年3月18日~4月15日

(4)調査票の回収結果

・配布数: 1,500票 ・回収数: 793票 ・回収率: 52.9%

6 第6次斜里町総合計画(案)に関する意見公募の結果

1. 意見公募手続(パブリックコメント)の実施状況

- (1) 募集期間 平成 25年 12月 27日 (金) ~平成 26年 1月 15日 (水)
- (2) 意見の応募者数 7件 (4個人、3団体)
- (3) 意見数 16件

(内訳)

	項目	意見数			
IV.	基本計画	15			
	基本施策 2-1-1:産業基盤整備の推進	(2)			
	基本施策 5-4-1:子育て支援の充実	(11)			
	基本施策 5-4-2:保育の充実	(11)			
	基本施策 6-1-2:教育環境の向上	(1)			
	基本施策 6-3-4:自然と歴史を守り、学ぶ博物館活動の推進	(1)			
その	その他				

2. 実施結果

すべて原案どおりとした

7 第6次斜里町総合計画審査特別委員会

議会議決

議案第2号

第6次斜里町総合計画について

斜里町自治基本条例(平成 24 年 12 月 17 日条例第 28 号)第 12 条の規定により、第 6 次 斜里町総合計画を別冊のとおり定める。

> 平成 26 年 1 月 28 日提出 斜里町長 馬 場 隆 (平成 26 年 1 月 28 日総合計画審査特別委員会付託) (平成 26 年 6 月 18 日可決成立)

調查報告

平成 26 年 6 月 11 日

斜里町議会議長 木 村 耕一郎 様

総合計画審査特別委員会 委員長 阿部美喜男

特別委員会調査報告書

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果、別紙のとおり決定したので、斜里町 議会会議規則第76条の規定により報告します。

- 1 付託審査事件 平成 26年議案第2号 第6次斜里町総合計画について
- 2 審査の実施

(特別委員会)

- ・第1回 平成26年1月28日(火)(正副委員長選出)
- ・第2回 平成26年1月28日(火)(審査の分担等の確認)
- ・第3回 平成26年2月10日(月)(基本構想の審議)
- ·第4回 平成26年3月19日(水)(参考人招致 公益財団法人知床自然大学院大学設立 財団代表)
- ・第5回 平成26年5月27日(火)(小委員会審査結果報告、まとめ)
- ・第6回 平成26年5月27日(火)(まとめ)

(第1小委員会)

- ・第1回 平成26年2月28日(金)(審議日程等確認、「みどり」の一部審査)
- ・第2回 平成26年3月19日(水)(「くらし」の審査)
- ・第3回 平成26年4月10日(木)(「みどり」の一部、「まなび」の審査)
- ・第4回 平成26年4月15日(火)(「ちょうみん」の審査)
- ・第5回 平成26年4月23日(水)(参考人招致 総合計画策定委員会委員長・副委員長、 まとめ)

(第2小委員会)

- ・第1回 平成26年2月28日(金)(審議の進め方、日程確認、「しごと」の審査)
- ・第2回 平成26年3月19日(水)(「まちなみ」の審査)
- ・第3回 平成26年4月18日(金)(「くらし」の審査、「いきいき」の一部審査)
- ・第4回 平成26年4月25日(金)(「いきいき」の一部審査、まとめ)

◎特別委員会開催 6 回·小委員会開催 9 回

3 調査の結果

平成26年議案第2号を別紙のとおり一部修正すべきと決した。

第6次斜里町総合計画修正案

項目及び施策名	修正箇所	原案	修正案
P41	現状と課題	多くの支援 <u>と次世代を担う</u>	多くの支援 <u>を必要としていま</u>
みどり 1-1-1	17、18 行目	<u>人の育成が求められていま</u>	<u>す。</u>
自然環境の保全と適正利用		<u>\$.</u>	また、新たな知床の未来
の推進			を築くための研修施設、高等
			教育機関等との連携と活用が
			<u>求められています。</u>
P45	現状と課題	天然資源の使用を抑制し	
みどり 1-2-2	2 行目		
ごみの減量・資源化の推進			
P124	現状と課題	即ち「町政に関心はあって	
ちょうみん 7-1-2	10、11 行目	も人任せ」という実態があ	
町民参加と協働の推進		<u>きらかになりました。</u>	
	12 行目	この <u>実態</u> を	この <u>現況</u> を

斜里町総合計画審査特別委員

斜里町総合計画審査特別委員会

平成 26 年 1 月 28 日設置

委員長 阿部 美喜男

副委員長 久保 耕一郎、須田 修一郎

第 1 小委員会 第 2 小委員会

委員長久保耕一郎委員長須田修一郎副委員長金盛典夫委員海道徹委員久野聖一今井千春宮内知英佐々木健祐小笠原宏美阿部美喜男櫻井あけみ神田和夫

桂田 鉄三

用語解説 8

インフラ······· 014 基盤。	新興国 ····································
エコツーリズム 055 自然環境や歴史文化を体験しながら学ぶとと もに、その保全にも責任をもつ観光のあり方。	ソーシャルネットワーキングサービス 015 インターネット上で友人間のコミュニケー ションを行うサービス。略称 SNS。2003 年
クラウド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	にアメリカで始まった。会員制で、友人を介 して新たな友人関係を広げることができ,同 じ趣味などの人と知り合いになりやすい。
グリーンツーリズム 055 農村や漁村での長期滞在型休暇。都市住民が 農家などにホームステイして農作業を体験し	端緒(たんしょ)
たり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活 動。	チームティーチング
グローバル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業の形態。 ②学級担当の教師が進める授業に、その教師とチームを組む他の教師が入り、生徒の習熟度などに合わせて担当教師を助力しつつ
後発医薬品(ジェネリック医薬品) 092 新薬としての特許が切れた後、同じ有効成分	行う授業の形態。
を使って別の会社が開発した薬。	地縁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
コントラクター 058 農業従事者の高齢化や担い手不足が進展する	などによる縁(人間関係)のこと。
中で、経営体の労力負担軽減や、機械・施設 投資の抑制などによる経営の安定化を図るため、農産物の収穫や耕起等の農作業の請負等 を行う組織。	デジタルネイティブ世代
斜里町移動等円滑化構造基準 066 国が全国一律で定めている整備基準を参酌	おおむねこれ以降に生まれた世代を指す。
し、町の実情に応じて、道路構造等のバリア フリー化に関する構造基準について定めた町 独自の基準。	デジタル無線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

の触れ合いが重要視された新しいタイプの旅行。旅行会社が主導ではなく、地域の立場から特性を活かすことが一番であるため、地域活性化につながる新しい旅行の仕組みである。

バイオマス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・044

エネルギー源または化学・工業原料として利用される生物体。また、生物体をそのように利用すること。

ビッグデータ 015

インターネットの普及や、コンピューターの 処理速度の向上などに伴い生成される、大容 量のデジタルデータを指す。

ファシリテーター………………… 124

例えば会議を行う場合、ファシリテーターは 議事進行やセッティングなどを担当するが、 会議中に自分の意見を述べたり自ら意思決定 をすることはない。これにより、利害から離 れた客観的な立場から適切なサポートを行 い、集団のメンバーに主体性を持たせること ができるとされる。「調整役」「促進者」など と訳される。

高速・大容量のデータ通信が実現するネット ワークサービスのこと。

マイプランマイスタディー………… 114

町民の多様化する学習要求に対応するため、 町民が自主的に企画・運営・実施する学習活動に対して支援を行う事業。

世に広まること。広く世間に行き渡ること。

レファレンス……………… 117

日本語に訳すと「参考調査」あるいは「調査相談」など。一般的には、情報を求めている利用者に対して、図書館員が提供する個人的な支援のこと。

6 次産業化 ………………… 056

農山漁村の活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業(加工・販売等)に係る事業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組み。

フルタイムで働いているが、生活保護水準以下の収入しか得られない人々のこと。賃金が安く生活の維持が困難な就労者層のこと。

ワークショップ・・・・・・・・・・ 124

さまざまな立場の人々が集まって、自由に意 見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、 意見や提案をまとめ上げていく場。

第6次斜里町総合計画

平成 26 年 6 月

発行・編集 斜里町総務部企画総務課

〒 099-4192 北海道斜里郡斜里町本町 12 番地 TEL 0152-23-3131 FAX 0152-23-4150 ホームページ http://www.town.shari.hokkaido.jp/



